

# 長野市都市公園内行為許可申請書

\* 太枠内を記入してください。

令和 年 月 日	
長野市長宛	
住所	
申請者 団体名	
代表者	
担当者・連絡先 (電話) —	
次のとおり、都市公園内での行為について、長野市都市公園条例第3条第1項、第3項の規定による許可を受けたいので申請します。	
行為の目的	
行為の期間	令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ～ 令和 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
行為の場所	松代城跡
行為の内容	
行為面積	算出式 行為面積 A= m <sup>2</sup>
都市公園の復旧方法	申請者において清掃後、ゴミは持ち帰る。その他、原状に復する。

(注) 位置図、平面図等参考となるべき書類を添付すること

## 市処理欄

起案日	令和 年 月 日	公開区分	部分公開	情報公開条例第7条第2項		
決裁日	令和 年 月 日	許可番号	長野市指令	松文第 1 — 号		
主務	係	係長	所長	課長補佐	文化財課長	教育次長
本件は、長野市都市公園条例第3条第1項第 号に該当し、一般の公園利用に著しい支障を及ぼさない行為と、認められるため別紙のとおり許可したい。				使用料	有料	円・減免
				算出式		

## 都市公園内行為申請にあたって

### 1 申請を行うことができる団体

- 特に制限はありません。

### 2 申請の方法

- 「長野市都市公園内行為許可申請書」に必要事項を記載の上、署名押印し、必要な添付書類を付けて都市整備部公園緑地課に提出してください。

### 3 個人情報の保護

- これに係る個人情報は、この目的以外には使用しません。また、市が責任をもって管理するものとします。

### 4 許可等の要件

長野市都市公園条例第 3 条に規定する下記物件で、一般公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさないと認められる行為とします。

- 長野市都市公園条例第3条第 1 項第 1 号 行商、募金その他これらに類する行為をすること
- 同 第 2 号 業として写真又は映画を撮影すること
- 同 第 3 号 興業を行うこと
- 同 第 4 号 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること

### 5 行為については、下記に該当するものは許可できません。

- 公園施設を損傷及び汚損する恐れがあるもの
- 他の公園利用者に著しい支障となるもの及び公園近隣住民に多大な迷惑となるもの
- 催し物の開催に伴い必要となる駐車場を確保できる見通しが無い場合

### 6 標準事務処理期間

- 申請書の事務処理、許可書の発送までに概ね 1 週間程度かかりますので、申請はその期間を見込み早めにお願ひします。